

拠点エリアワーキンググループ 規約

(目的)

第 1 条 本ワーキンググループは、「都市交通施策の再整理に関する検討会 規約」(以下「検討会規約」という。)に基づき、拠点エリアにおける魅力や快適性の向上に関する事項について、専門的な検討を行うことを目的として設置する。

(名称)

第 2 条 本ワーキンググループは、「拠点エリアワーキンググループ」(以下「拠点 WG」という。)と称する。

(検討事項)

第 3 条 拠点 WG は、次に掲げる事項について検討を行う。

- 一 拠点エリアに関する現状及び課題の整理に関する事項
- 二 拠点エリアにおける魅力や快適性の向上及び施策の方向性に関する事項
- 三 その他、拠点 WG の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 4 条 拠点 WG は、委員をもって構成する。

- 2 拠点 WG には、座長を置く。
- 3 座長は、拠点 WG の会務を掌理し、拠点 WG の検討を総括する。

(委員)

第 5 条 委員は、学識経験者その他事務局が適当と認める者のうちから事務局が委嘱する。

- 2 委員の任期は、令和 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。

(検討結果の報告)

第 6 条 拠点 WG は、検討結果を取りまとめ、検討会に報告するものとする。

(会議の取扱い)

第 7 条 拠点 WG の議事は、原則として非公開で行う。

- 2 拠点 WG の資料及び議事概要は、委員及び発表者の確認を得た上で、国土交通省都市局街路交通施設課ホームページにおいて公開する。ただし、座長が必要と認める場合には、資料及び議事概要の全部又は一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第 8 条 拠点 WG の事務は、国土交通省 都市局 街路交通施設課において処理する。

(雑則)

第 9 条 本規約に定めるもののほか、拠点 WG の運営に関し必要な事項は、座長が拠点 WG に諮って定める。

(附則)

第 1 条 本規約は、拠点 WG の設置の日から施行する。